

焼津市工事等希望型一般競争入札実施要綱
平成15年3月31日告示第44号

改正

平成27年3月31日告示第70号

焼津市工事等希望型一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、焼津市が発注する建設工事等（以下「工事等」という。）について、工事等希望型一般競争入札を実施するための手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「工事等希望型一般競争入札」とは、入札参加者の範囲に関する一定の発注基準（以下「発注基準」という。）に基づき、入札参加者を募り、入札参加要件を満たした者を入札者として行う一般競争入札をいう。

(対象工事等)

第3条 工事等希望型一般競争入札の対象となる工事等は、別に定める焼津市工事等希望型一般競争入札取扱要領（以下「取扱要領」という。）に定める工事等とする。

2 前項に定めるもののほか、焼津市建設工事請負業者等審査委員会の議を経て、市長が必要と認めた工事等については対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等については、工事等希望型一般競争入札の対象としないことができる。

(1) 特殊な工法又は技術を必要とする工事等

(2) 事故又は災害等により、緊急の対応を必要とする工事等

(3) 前各号に掲げるもののほか、工事等希望型一般競争入札に付することが適当でないと認める工事等

(発注基準)

第4条 発注基準は、取扱要領に定める発注区分表（別表1）に基づくものとする。

(入札の公告)

第5条 工事等希望型一般競争入札の公告は、焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）第6条の規定に基づき、取扱要領の定めるところにより行うものとする。

(入札に参加する者に必要な条件)

第6条 工事等希望型一般競争入札に参加する者に必要な条件は、次のとおりとする。

(1) 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）に基づき有資格者名簿に登録された者であること。

(2) 焼津市競争入札参加資格停止要綱（平成24年焼津市告示第30号）に基づく入札参加資格停止措置の期間内にある者でないこと。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の期間内にある者でないこと。

(4) 対象工事等に建設業法第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できる者であること。

(5) 前各号に定めるもののほか対象工事等に係る要件を別途定める場合には、その要件を満たす者であること。

(設計図書等)

第7条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）は、市のホームページ等において閲覧に供するものとする。

2 工事等希望型一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、適正な見積りを行うため、設計図書等を市のホームページ等から入手しなければならない。ただし、公告において設計図書等の購入を義務付けているときは、設計図書等を購入しなければならない。

3 入札参加希望者は、設計図書等その他当該工事等について疑義があるときは、市長に質問することができる。

4 前項に規定する設計図書等に関する質問及びそれに対する市長の回答の手続等については、取扱要領の定めるところによる。

(現場説明会)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うものとする。

(入札参加の申請)

第9条 入札参加希望者は、取扱要領に定めるところにより、工事等希望型一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)を提出するものとする。

(入札参加資格の確認)

第10条 市長は、提出された申請書を審査して入札参加資格の確認を行い、その結果を、第5条の規定による公告ごと当該公告により定める日までに当該入札参加希望者に通知する。

2 市長は、前項の規定に基づき行う第6条第4号に掲げる条件に係る審査の一部又は全部について、開札後に必要な書類を提出させてこれを行うことができるものとする。

3 前項に規定する開札後の審査の実施に関し必要な事項は、取扱要領で定める。

(入札執行等)

第11条 入札は、第5条の規定による公告ごとに執行するものとする。

2 市長は、入札に際し、当該入札に係る積算の内訳書の提出を求めるものとする。この場合において、当該内訳書の提出方法等は、取扱要領で定めるものとする。

3 入札参加者の数が、取扱要領で定める入札参加業者基準数に満たない場合は、入札は行わないものとする。

(入札の無効)

第12条 無効となる入札については、市長が別に定める。

(入札の延期又は中止の場合の取扱い)

第13条 入札を延期し、又は中止する場合の取扱いは、取扱要領に定めるところによる。

(事業協同組合及び経常建設工事共同企業体の取扱い)

第14条 事業協同組合等(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合をいう。)又は経常建設工事共同企業体が工事等希望型一般競争入札に参加する場合は、その組合員又は構成員は、当該入札に参加することができない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、工事等希望型一般競争入札の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月6日告示第24号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日告示第77号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月7日告示第29号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の焼津市工事等希望型一般競争入札実施要綱の規定により行われた行為は、改正後の焼津市工事等希望型一般競争入札実施要綱の相当規定により行われた行為とみなす。

附 則 (平成27年3月31日告示第70号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告をした案件について適用する。